# 第15回 勢田川等水面利用対策協議会



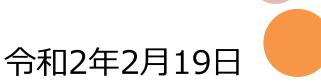












## 前回までの協議事項|協議会の協議事項

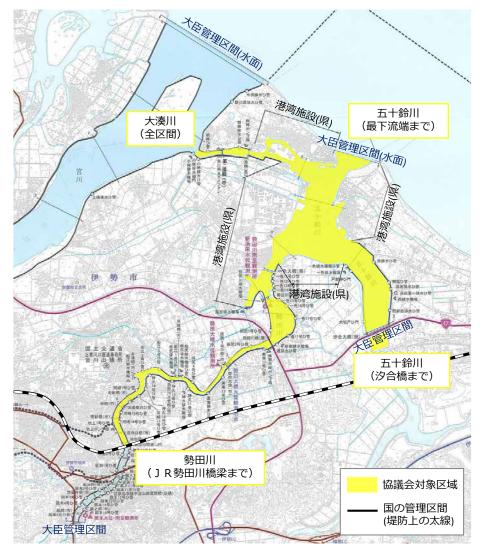


## ▼協議会において協議・検討 していく基本事項(10項目)

- ① 対象区域
- ② 広報関係
- ③ 係留船舶実態調査
- ④ 強制的な撤去措置
- ⑤ 民間マリーナ調査
- ⑥ 暫定係留施設
- ⑦ 恒久的係留保管施設
- ⑧ 重点的撤去区域の設定(河川)
- ⑨ 放置等禁止区域の指定(港湾・河川)
- ⑩ 条例制定の要否・可否について

#### ▼協議会対象区域

五十鈴川、大湊川、勢田川の河川区域と宇治山田港の港湾 区域が重複する区域及びその区域に隣接する施設



# 前回までの協議事項 スケジュール



#### ▼不法係留船の減少

#### 「5年で解決」を目標とする

- ◆ 平成29年度末までに受入先を確保
- ◆ 平成30年から排除に向けた手続き

「I係留場所の確保増」と「II係留対象船の減」 を両輪とした対策を推進し、今後5年(令和元年 度中)で解決を目指す。

# I 係留場所の確保増H27H28H29H30R1・現状施設の活用 (占用主体は公募による)<br/>・民間マリーナの活用<br/>・新規施設の設置

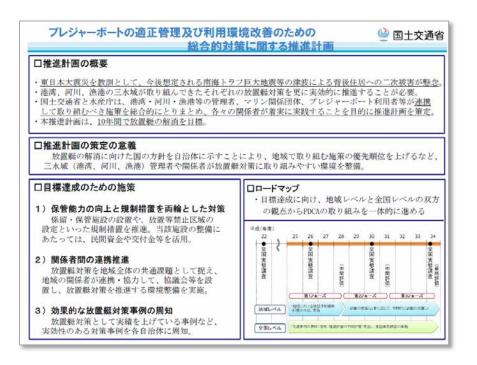
Ⅱ 係留対象船の減							
H27	H28	H29	НЗ	0	R1		
是正指導			強制撤去				
・協議会方針周知(撤去指導) ・アンケート調査			・指示書交付 ↓ ↓				
	↓ 警告書送付 告看板設置	所有 不明 の撤 (簡易代	]船 (去		督処分 ↓ 政代執行		

#### く参考>

国土交通省及び水産庁による推進計画(H25.5月)

#### <内容>

- ・10年間で放置艇を解消
- ・保管能力の向上と規制措置を両輪とした対策



## 報告事項 係留場所の確保増 係留が認められる施設





ゴーリキ マリンヴィレッジ



大湊川(北側流路)



マリーナ伊勢



(五十鈴川合流点側)



今一色漁港区



神社港 (海の駅)



一色大橋下流左岸



(占用済)



防潮水門下流左岸



(調整中) -色町物揚場施設

(占用済)



一色町地先船溜まり



秀英工業

## 報告事項 係留場所の確保増 係留が認められる施設



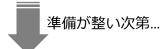
#### ▼占用主体の決定に向けて手続きを進める箇所

#### ④大湊川(五十鈴川合流点側)





駐車場や通路の確保について 引き続き関係機関と協議して いく。



船舶係留施設の管理に関心のある者を 調査の上、占用許可申請者を決定。



⑥一色町物揚場施設





係留中の船舶所有者に船 舶の動向を確認中。



準備が整い次第...

船舶係留施設の管理に関心のある者を 調査の上、占用許可申請者を決定。

## 報告事項 | 係留対象船の減 船舶の撤去及び再係留防止対策(国管理区間)



#### ▼船舶の自主撤去・所有者不明船の撤去

是正指導の効果でさらなる自主撤去が進みました。また、国管理区間における所有者不明船の撤去作業が完了し、国管理区間の所有者不明船はゼロとなりました。

自主撤去完了状況(勢田川左岸・伊勢市田尻町地先)



平成21年11月時点



令和2年1月時点



R1.12.11撮影



R1.12.11撮影

#### ▼再係留防止対策の実施

係留船舶がなくなった護岸に残されたままの係留施設・係留ブイ・係留環等を撤去することで、再び係留 することがないよう対策を施しました。

係留施設の引き揚げ作業



R1.12.11撮影

係留施設の引き揚げ作業



R1.12.11撮影

係留ブイの引き揚げ作業



R1.12.11撮影

係留環の撤去作業



R1.12.27撮影

## 報告事項 係留対象船の減 所有者不明船舶の撤去(県管理区間)



#### ▼港湾区域における所有者不明船(廃船)の撤去

港湾区域における所有者不明船の撤去は、令和元年度 は1隻を予定しています。

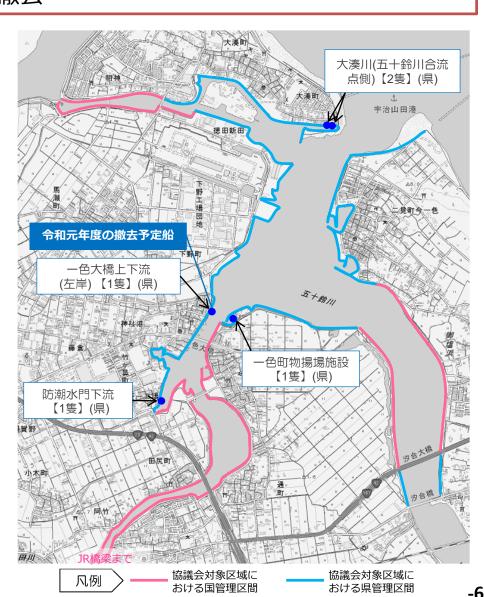
令和2年度以降、港湾施設への影響等を踏まえ、必要 に応じ順次撤去する予定です。



令和元年度 撤去予定船(沈没前)



令和元年度 撤去予定船(沈没後)



## 報告事項 規制の方針(港湾)

## ▼放置等禁止区域の指定

受入先の確保と禁止区域の指定







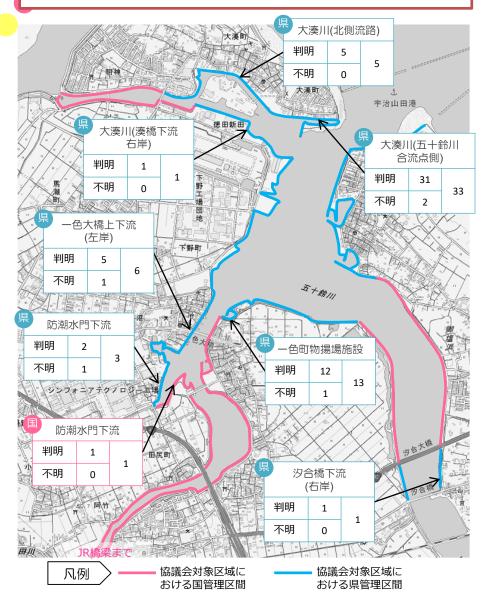
隣接地域、臨港地区又は第二条第六項の規定 により国土交通大臣の認定した港湾施設の区 域(略)内において、みだりに、船舶その他 の物件で港湾管理者が指定したものを捨て、 又は放置してはならない。

放置等禁止区域に指定予定 (H30年度より段階的に指定)

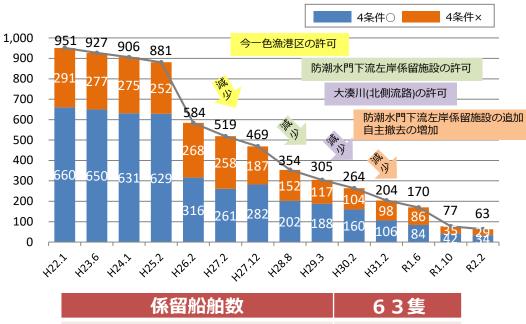
## **報告事項** 不法係留船舶実態調査



#### ▼令和2年2月時点(63隻)



#### ▼不法係留船舶数の変動(H22~R2)



係留船舶数	63隻
4条件〇	3 4隻
4条件×	29隻

#### 勢田川不法係留船舶減少の状況(伊勢市一色町地先)



7.成21年11日時点 - A 117年11日時点

平成21年11月時点

令和2年1月時点

# 報告事項 係留対象船舶数について



## ▼ 現在の状況(令和2年2月時点)

## 係留が認められる施設(空き状況)

		⑤今一色漁港区 ※基本的に漁船のみ	0
現状施設		⑨防潮水門下流(左岸)	0
	占用済	⑩一色大橋下流(左岸)	3
		②大湊川北側流路 ※基本的に漁船のみ	0
		⑪神社港 (海の駅)	0
		⑦一色町地先船溜まり	5
	未	④大湊川(五十鈴川合流点)	35
	未占用	⑥一色町物揚場施設	5
	計		4 8
(空き)		①ゴーリキ	40
		③マリーナ伊勢	2
		⑧秀英工業	6
		⑫株式会社プレア	0
		計	48
合 計			

#### 係留総船舶数(実際の係留数)63隻

4条件〇	3 4隻
4条件×	29隻

#### 4条件×の内訳

受け皿施設への対象船舶とする4条件	×隻数
①漁船法、小型船舶の登録等に関する法律などに違反していない。(船舶への登録番号の表示など)	17
②所属漁協、又は、船籍港が伊勢市内となっている。	2
③漁船登録の検認を受けている、又は、船舶検査書の 有効期間内である。	7
④上記に該当しても、平成28年8月1日以降、新たに係 留が確認された船舶は対象とならない。	3



#### 96隻-34隻=62隻分 空きあり

ただし、現状施設の精査、4条件×の改善及び所有船の処分等の自主撤去が 進むことで、数値が変動する可能性があります。

## 報告事項 | 広報関係



▼第14回協議会開催についての報道

「伊勢新聞」10月31日(木)付 2ページ

▼三重河川国道事務所ホームページ及びツイッター

三重河川国道事務所のホームページやツイッターに協議会の活動を随時掲載しています。





#### 協議・検討事項 | 今後の予定 令和元年度 R2.4 令和3年度 令和4年度 令和2年度 R3.4 R4.4 係留場所の確保増 大湊川(五十鈴川合流点) 調整が整い次第、手続き開始 事前調整 (管理者候補、漁協、地元自治会) キャパ35隻 一色町物揚場施設 調整が整い次第、手続き開始 事前調整 (管理者候補、漁協、地元自治会) キャパ5隻 一色大橋上下流右岸 R2.10.31まで 暫定係留施設 (R1.11.1占用開始) (不法船受入の意思のある民間マリーナの拡充(占用エリア拡大等) 民間マリーナの拡張 係留対象船の減 玉 自主撤去状況の確認 【所有者判明船】 理 \*注意書送付 【所有者判明船】 \*警告書送付 \*指示書交付 状況次第で順次実施 監督処分 行政代執行 管 強制撤去(簡易代執行)を順次実施 所有者の捜索調査を継続、現地に注意書・警告書を順次表示 【所有者不明船】 強制撤去(廃棄物処理) 事前準備 【廃棄物・桟橋】 理 -11-